

ヒューマンコミュニケーショングループ 運営規程

(平成 7年 1月 23日理事会制定)

(平成 8年 10月 24日 一部改正)

(平成 10年 7月 21日 一部改正)

(平成 15年 7月 28日 一部改正)

(平成 24年 4月 1日 一部改正)

(平成 29年 6月 1日 一部改正)

第1章 総 則

第1条 ヒューマンコミュニケーショングループ（以下、本グループと称する）の構成および運営については、一般社団法人電子情報通信学会定款、規則（第14章）ならびにソサイエティ規程に定めるものの他、この規程による。

第2章 研究活動領域および事業

第2条 本グループの研究活動領域は、電気通信における人間中心の新しいコミュニケーション・エンジニアリングに関する学際的研究とする。

第3条 本グループは、ソサイエティ規程第2条の目的を達成するため、ソサイエティ規程第3条に定める事業の他、次の事業を行う。

- イ) グループニュースレターの発行
- ロ) 講演会、討論会、講習会ならびに見学会の開催
- ハ) 国際会議の開催
- ニ) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

第4条 本グループには、グループ運営委員会、研究専門委員会をおく。

第5条 本グループには、次のグループ委員およびアドバイザー委員をおく。

- イ) グループ運営委員長 1名
- ロ) 次期グループ運営委員長 1名
- ハ) グループ運営副委員長 若干名
- ニ) 庶務幹事、会計幹事 各2名
- ホ) 企画幹事 2名
- ヘ) 編集幹事 2名
- ト) アドバイザリ委員 5名程度
- チ) グループ内研究専門委員会の委員長 各1名
- リ) グループ運営委員長が必要と認めた担当委員 若干名

第6条 グループ運営委員長は、グループ運営委員会で選任し、理事会で了承する。

- 2. グループ運営委員長は、グループ委員を選任する。

3. グループ運営委員長は、前項の選任結果を毎年3月末日までに会長に報告する。

第7条 グループ運営委員長の任期は1年とし、重任できない。

2. グループ運営委員長は退任後、原則としてアドバイザー委員に就任する。

第8条 次期グループ運営委員長の任期は1年とし、重任できない。

2. 次期グループ運営委員長は、次期グループ運営委員長としての任期の後、グループ運営委員長に就任する。

3. 次期グループ運営委員長は、グループ運営委員長を補佐し、グループ運営委員に事故のあるときにはその職務を代行する。

第9条 グループ運営副委員長の任期は1年とし、2期を超えてはならない。

2. グループ運営副委員長はグループ運営委員長を補佐し、坦務事項を統括する。

第10条 第5条ニ) からへ) およびり) による幹事および担当委員の任期は2年とする。
なお、いずれも重任できない。

第11条 第5条ト) によるアドバイザー委員は、運営委員会の決定に基づき就任し、任期は3年とする。ただし、グループ運営委員長の判断で1年を限度として、任期を延長することができる。

第12条 研究専門委員会の委員長は、研究専門委員会を選定し、グループ運営委員長に報告する。

第13条 グループ委員の任期中の退任に伴う新任者の任期は、別に定める場合を除き、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第14条 グループ運営委員会は、グループの最高意志決定委員会であり、グループ運営上必要な事項を審議し決定する。

2. グループ運営委員会は、グループ委員およびアドバイザー委員により決定する。

第15条 グループ運営委員会は、研究会規程にしたがい第3種研究会の運営委員会をおくことができる。

第16条 グループ運営委員会に、(国際) 学術研究集会運営委員会をおくことができる。

第5章 研究専門委員会

第17条 研究専門委員会および特別研究専門委員会(以下両研究専門委員会)は、研究専門委員長1名、副委員長1名ないし2名、専門委員若干名および幹事3名以内により構成する。なお、必要に応じて、幹事補佐および顧問若干名をおくことができる。

2. 両研究専門委員会は、研究会規程に基づき第1種または第2種研究会を開催する。また、関連の(国際) 学術研究集会、あるいは国際会議を主催することができる。ただし、(国際) 学術研究集会、国際会議の主催については事前にグループ運営委員会の承認を経なければならない。

3. 両研究専門委員会の研究専門委員長は、その研究専門委員会を掌握し、定期的に

その活動状況をグループ運営委員会に報告する。

第18条 両研究専門委員会の研究専門委員長の任期は1年とし、2期を超えてはならない。また、再任はできない。

2. 両研究専門委員会の副委員長、幹事、および幹事補佐の任期は2年とし、重任を妨げないが、研究専門委員長が指示した場合を除き、引き続き2期を超えてはならない。

3. 両研究専門委員会の専門委員の任期は2年とし、重任を妨げない。しかし、研究専門委員長が指示した場合を除き、引き続き3期を超えてはならない。

第19条 両研究専門委員会の新設、統廃合は、一定数以上の正員またはグループ運営委員会構成委員の提案により、グループ運営委員会で審議し、結果を理事会に報告する。

第6章 補 則

第20条 本グループの構成および運営について、本規程に定めるものの外は、グループ運営委員会において審議する。

第21条 本規程の変更は、グループ運営委員会の議を経て、ソサイエティ連絡会議に報告し、理事会の承認を受けるものとする。

第22条 本規程は、平成7年2月23日に制定し、平成7年4月1日より施行する。

付 則

1. 本規程は、平成15年7月28日から施行する。

本規程および本規程に基づく各種規程は、本規程の施行後3年を目途として見直しをするものとする。

付 則

1. 本規程の改正は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

付 則

1. 本規程の改正は、平成29年6月1日から施行する。

この改正は平成29年2月20日に新たに制定された研究会規程に則った。